

# 企業統治改革及び企業開示制度 をめぐる最近の動向

金融庁総務企画局企業開示課長 たはら やすまさ  
田原 泰雅

平成 27 年 9 月、金融庁は、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、本事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかについて、金融行政方針として公表した。本稿では、その中から企業統治改革及び企業開示制度に係る取組みについて紹介する。

企業統治改革については、平成 27 年 6 月のコーポレートガバナンス・コードの適用開始を受け、各上場会社によるコーポレート・ガバナンス報告書の提出が進んでいる。これまでのところ、各原則が実施（コンプライ）されている率は高く、独立社外取締役の導入が進んでいるほか、株式の政策保有についての方針の開示も進捗が見られる。一方で、同コード及びステewardシップ・コードの策定はゴールではなくスタートである。形式的な対応にとどまっているとの問題点も指摘されていることから、今後更に「形式」から「実質の充実」へと次元を高める必要がある。このため、「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」を設置し、平成 27 年 9 月から会議を開催している。今後、有識者による議論・提言や、ベストプラクティスを情報発信しながら、上場会社全体のコーポレートガバナンスの更なる充実を促していく。企業開示制度については、3つの取組みを紹介する。

まず、会計監査については、これまで、その充実に向けて累次の取組みが行われてきたところであるが、近年の株式新規公開を巡る会計上の問題や会計不正事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にある。このため、「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、平成 27 年 10 月から議論を開始している。今後、有識者からの提言等を踏まえ、会計監査の信頼性の確保に向けて必要な対応を行っていく。

次に、国際会計基準（IFRS）については、引き続き任意適用企業の拡大促進に努めるとともに、企業会計基準委員会（ASBJ）と連携し、IFRS に関する国際的な意見発信の強化及び日本基準の高品質化に向けた取組みを一体的に進めていく。あわせて、グローバル化等に対応する国際的な会計人材の育成等に係る取組みを促進する。

最後に、企業の情報開示の在り方については、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するため、金融審議会において、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則に基づく開示の関係整理等を含め、幅広く検討いただいているところである。検討の結果を踏まえ、今後、必要な対応を行っていく。

金融庁としては、以上に紹介した課題への取組み等を通じて、企業及び経済の持続的な成長に資する、より良い資金の流れを実現するとともに、その前提となる市場の公正性・透明性を確保するために全力を尽くしてまいりたいと考えている。